

利用者への権利侵害事②

【事 案】

職員による利用者への暴力行為

【事案の概要】

生活介護・自立訓練を実施する事業所で、30代の男性職員が、18歳の男性利用者のトイレ介助中に利用者に頼みごとを断られたことにカッとなり、利用者の顔を複数回殴る行為におよび、口内を切るなどのケガを負わせた。男性職員は、事業所長に暴行の事実を伝え、男性利用者の家族に謝罪。男性利用者の家族から市に連絡が入り、翌日、同事業所を運営する法人が市に報告。法人の聞き取り調査に対して、男性職員は「思いが伝わらずにカッとなった」と説明しており、法人は当該職員を停職処分にした。